

令和7年3月28日 入札公告

令和7年5月19日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事 業 名 : 鳴瀬山国有林外森林整備事業(造林)

事 業 場 所 : 広島県三次市 鳴瀬山国有林外

事 業 量 :	地拵	2.97 ha
	植付(改植)	2.97 ha
	防護柵設置	0.21 km
	下刈	2.66 ha
	除伐	3.65 ha

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 可分事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

森林整備事業請負契約書（ 案 ）

収入
印紙

- 1 事業名 鳴瀬山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 広島県安芸高田市 鳴瀬山国有林外
- 3 事業量 別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年3月6日まで
ただし、作業種別又は箇所別の作業期間は別紙「可分事業内訳書」の
とおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具		4本	広島北部森林管理署	契約締結の日

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条第1項は別紙「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 下刈切損の損害賠償については、別紙2のとおりとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、承認を受けた後に材料購入を行うこと。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (6) その他特記仕様書は別紙3のとおり。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

令和 年 月 日

氏 名 分任支出負担行為担当官
広島北部森林管理署長 印

氏 名 _____ 印 _____

〔注〕 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 2

下刈の折損賠償

- 1 下刈作業において請負者が負担した苗木の折損率が次の 3 に定める許容折損率を超える場合は、発注者は折損賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は発注者の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容折損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容折損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢 1 年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 折損とは、樹冠を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

特記仕様書

(国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて)

1 次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

(1) 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文書例
健全な森林づくりのため植付を行っています 国土強靱化対策事業

(2) 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

3 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

可分事業内訳書

作業種	森林事務所	作業期間	国有林	林小班	記番	林齢	数量	摘要
地拵	三次	自 契約日の翌日から 至 令和 8 年 2 月 28 日	鳴瀬山	36は 1	1		2. 97ha	筋刈筋置
地 拵 合 計							2. 97ha	
植付 (改植)	三次	自 契約日の翌日から 至 令和 8 年 2 月 28 日	鳴瀬山	36は 1	1		2. 97ha	コンテナ苗 ヒノキ 6, 540本
植 付 (改 植) 合 計							2. 97ha	コンテナ苗 ヒノキ 6, 540本
防護柵 設置	三次	自 契約日の翌日から 至 令和 8 年 2 月 28 日	鳴瀬山	36は 1	1		0. 21km	
防 護 柵 設 置 合 計							0. 21km	
下刈	三次	自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日	鳴瀬山	36は 1	1	3	1. 91ha	全刈
				34ろ	2	1	0. 75ha	
下 刈 合 計							2. 66ha	
除伐	三次	自 契約日の翌日から 至 令和 8 年 2 月 28 日	大番山	42ろ	1	19	3. 65ha	
除 伐 合 計							3. 65ha	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施にあたっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用にあたっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請 負 事 業 事 故 報 告 書

令和 年 月 日

(監督職員)
(官職氏名)

殿

請負者 住 所
 会 社 名 等
 現場代理人

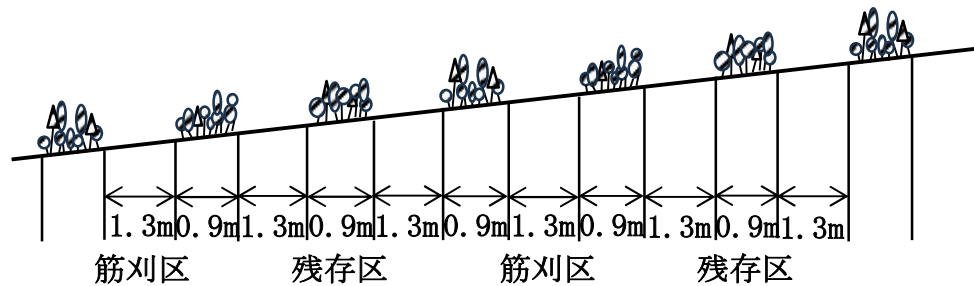
事 業 名				事業場所					
発生日時		令和 年 月 日 (曜日)				時 分		天候	
災 害 発 生 状 況 ・ 原 因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような 不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。								
被害 状況	人的被害・物的被害を記載								
被災 者	氏名		生年 月 日	年 月 日 (歳)		性別	男・女	職種	
	連絡先							経験 年数	
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間 ・ 死亡日時			被災 場所	
今後 の 対 策									
所見 ・ 状 況									

地拵（筋刈存置）仕様書

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 地床植生の刈払い等により発生した刈払物については、その場に存置する。
- 2 地床植生（ササ、シダ類）の密生している個所は、原則として下図の要領により筋刈とする。

図（側面図）



- 3 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる場合は、原則として残存筋上に集積する。
- 4 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の保残）

- 5 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 6 巻枯らしは、地上おおむね1mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（その他）

- 7 地拵実施後、植付までに期間が空いたことにより再度下草が繁茂し、植付に支障を来すと判断される場合は、監督職員と現地立会のうえ、植付に支障がない最低限の範囲で刈払を指示することがある。
- 8 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付（改植）仕様書 （マルチキャビティーコンテナ苗）

（地拵の確認）

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

（苗木の管理）

- 2 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

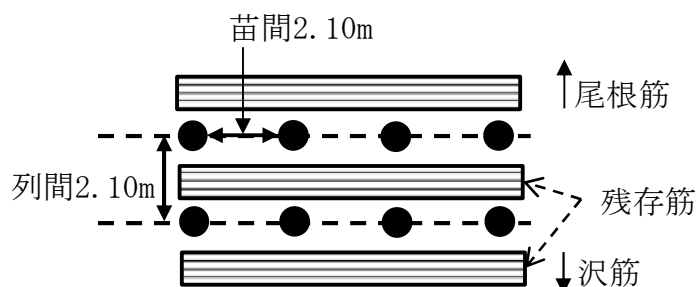
（植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離）

- 3 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

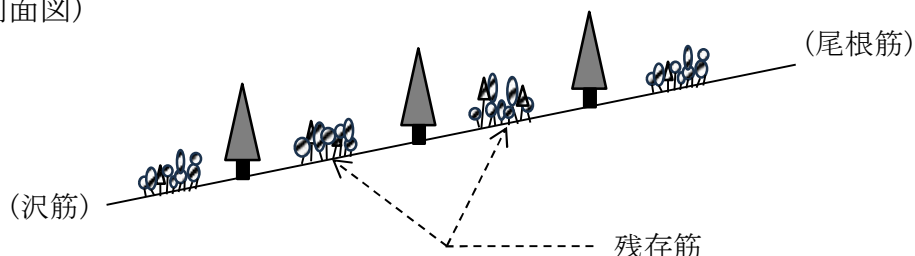
植付樹種	1 ha当たりの植付本数	備考
ヒノキ (マルチキャビティーコンテナ苗)	2, 200本/ha	鳴瀬山国有林

- 4 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 5 筋刈地拵箇所（地床植生の草丈が低く密生している個所）の植付は、列間距離・苗間距離ともに2.10mを原則とし下図の要領により植付ける。

図(平面図)



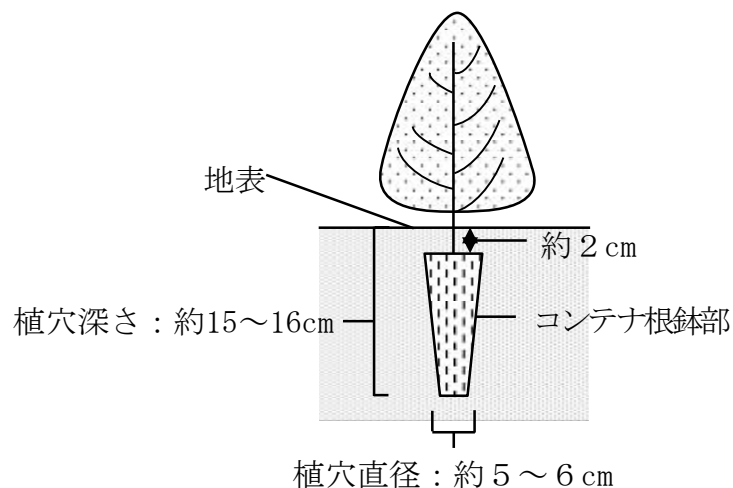
図(側面図)



（植付要領）

- 6 植栽本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。

- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 8 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径 5 ～ 6 cm、深さ 15 ～ 16cm の植穴をつくる。
- 9 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 10 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- 11 根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。
- 12 植付苗木の根元に落葉その他の地覆物を寄せかけ、十分被覆すること。



（苗木の管理・取扱）

- 13 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 14 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

（その他）

- 15 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗 齢	苗 長	根元径	数 量	根鉢部	備考
ヒノキ	2年生以上	35cm上	3.5mm上	6,540本	150cc	
計				6,540本		

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 苗が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は湿潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等により優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露で濡れていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) 段ボール箱等に入れ、苗木の根鉢に崩れが生じないようにすること。
- (4) 苗木の運搬方法及び保管方法、保管期間を監督職員と事前に協議のうえ、最大限苗木の乾燥防止に努めること。
- (5) その他上記により難しい場合は、事前に監督職員と協議すること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置個所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な場所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径14cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらないう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定する。
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(スカートネット)

- 13 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、根株等に針金や釘で固定する。(別図3)

(出入口)

14 監督職員と協議のうえ、開閉できる出入口を適宜設置すること。

(資材の調整)

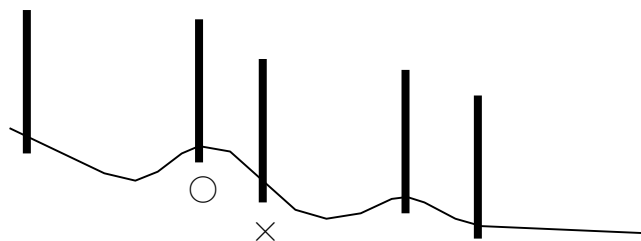
15 防護柵資材について、計画的に設置し資材の過不足が生じないようにすること。

(その他)

16 その他必要事項については監督職員の指示によること。

(別図 1)

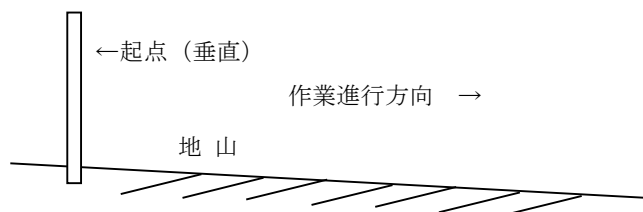
支柱の設置箇所



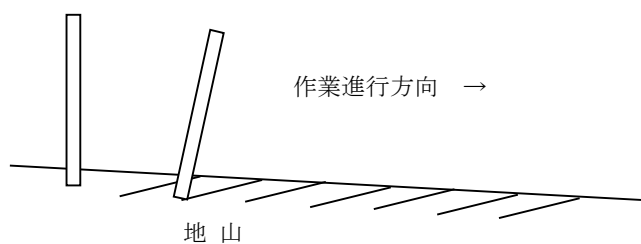
(支柱の間隔は 4 ～ 5 m で)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

支柱の固定方法



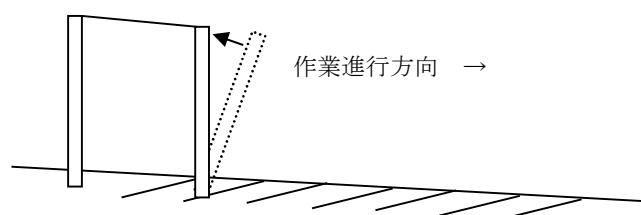
ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



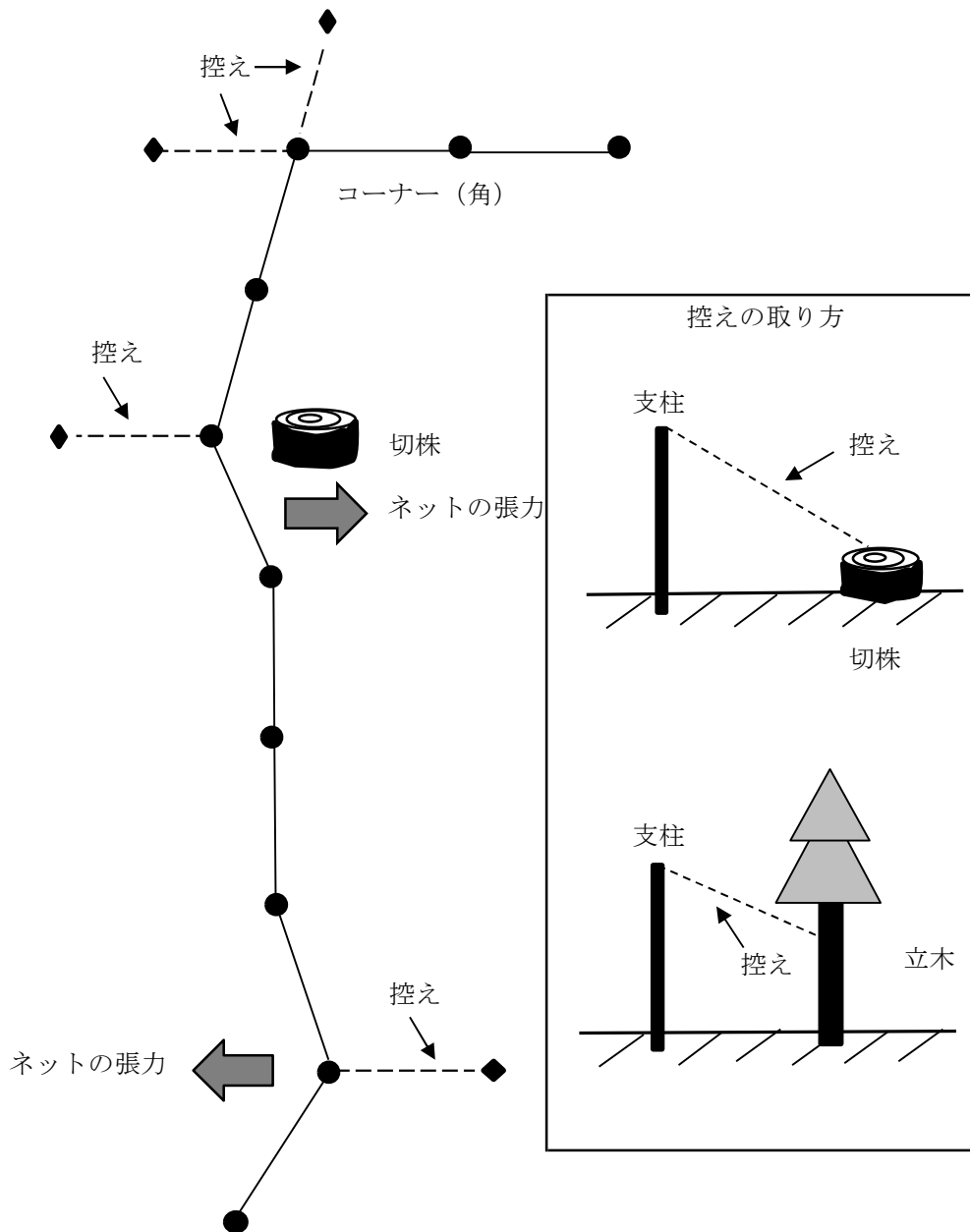
張 ロ ー プ



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

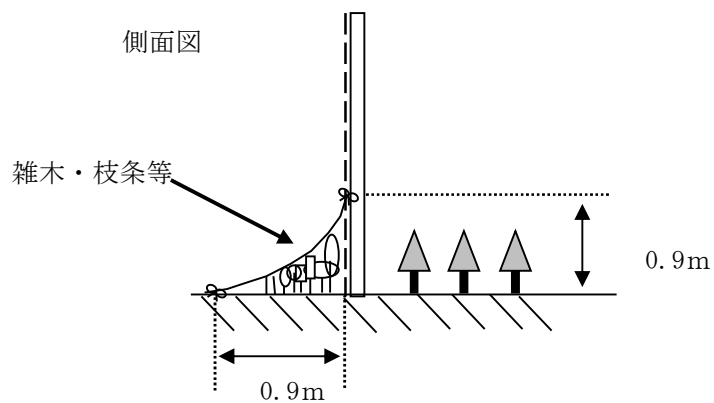
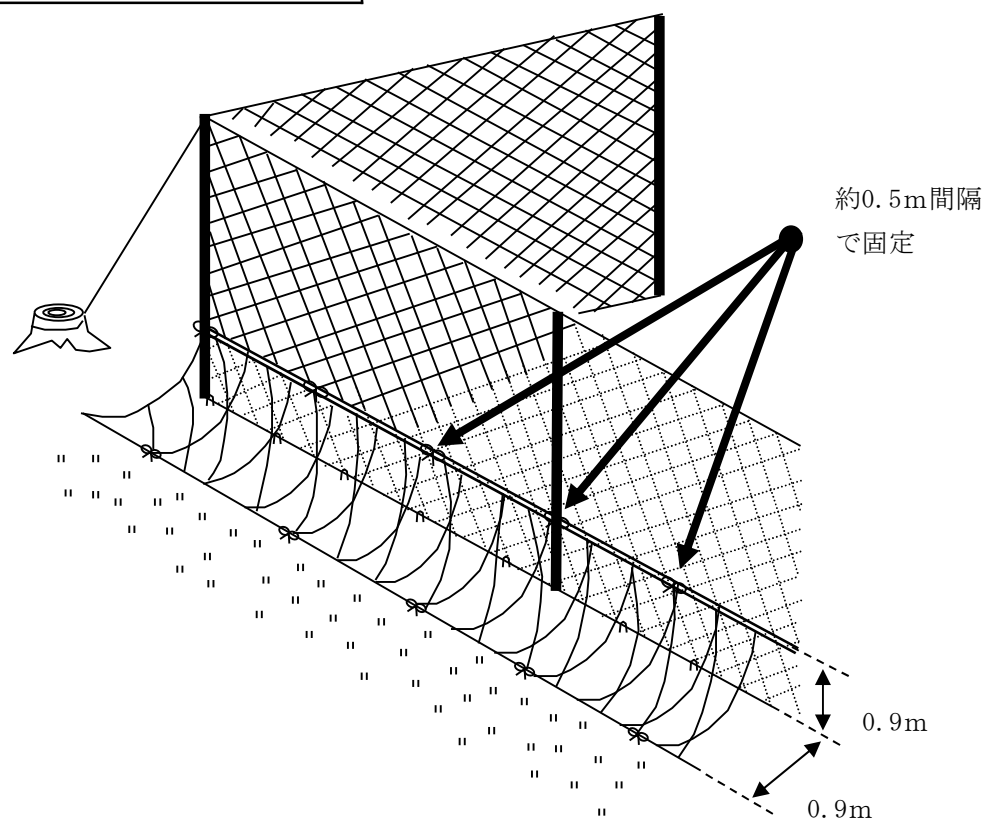
(別図2)

控えロープの設置方法



(別図3)

スカートネット設置状況図

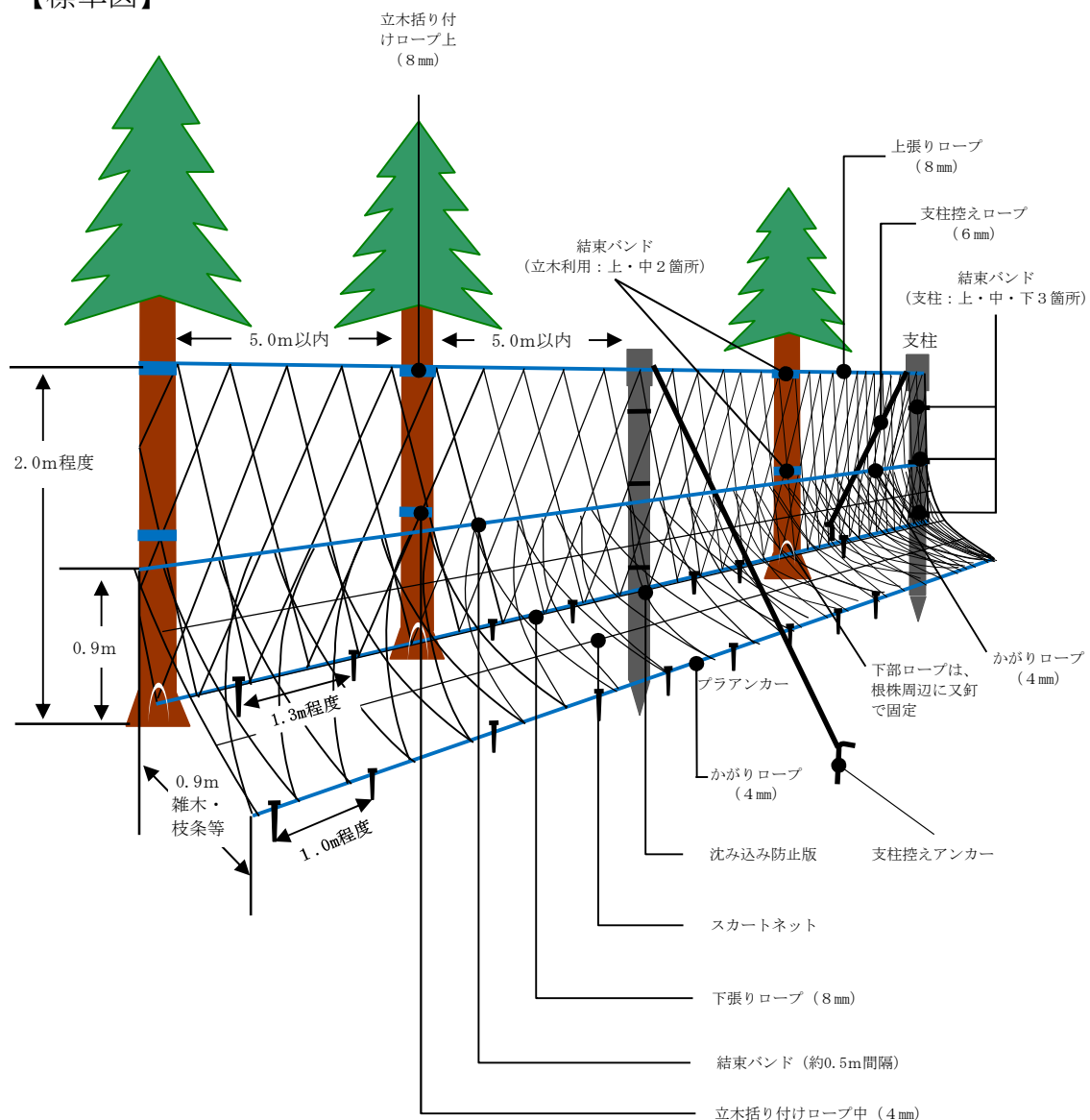


- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約0.9m部に、約0.5m間隔（4mに8カ所）で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約0.9m離して約1m間隔でアンカーにより、隙間ができないように、周囲の根株等に固定する。
- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

防護柵設置特記仕様書及び標準図

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、胸高直径が14cm以上の生立木とする。
- 3 立木の間隔は、5 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が5 m以上になる場合に設置することとし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所を立木括り付けロープで固定し、下1箇所を又釘で根株周辺に固定すること。
- 6 支柱とネットは、上・中・下3箇所を結束バンドで固定すること。
- 7 歩道等と接続する箇所は、開閉できる出入口を設置すること。
- 8 その他作業の実施にあたって疑問等のある場合は、監督職員と協議のうえ実施すること。

【標準図】



防護柵購入仕様書

- 1 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	ポリエチレン200 d /120本 ステンレス線0.29mm×4本以上入り 網目100mm目合、高さ2 m以上 同等かそれ以上	250 m	
侵入防止網用 上張りロープ	ポリエチレン 径8 mm以上 同等かそれ以上	275 m	
侵入防止網用 下張りロープ	ポリエチレン 径8 mm以上 同等かそれ以上	275 m	
支柱	鉄製・厚さ1.0mm、径38mm、 長さ2 m以上 又は FRP製・厚さ3.0mm、径33mm、 長さ2 m以上 同等かそれ以上	52 本	
支柱用杭	鉄製・厚さ1.6mm、径34mm丸、 長さ990mm以上 又は FRP製・厚さ6.0mm、径26mm、 長さ1 m以上 同等かそれ以上	52 本	
支柱用キャップ	支柱に適合するものロープ止め付	52 個	
プラスチック アンカー	長さ400mm以上 (劣化しにくいもの)	363 本	
鉄又釘 (下部ロープ固定用)	1.65mm (＃16) ×25mm 重さ1 kg以上	1 箱	
支柱用控えアンカー	L型鉄製、径10mm以上、 長さ600mm以上 同等かそれ以上	26 本	
支柱用控えロープ	ポリエチレン 径6 mm以上 同等かそれ以上	165 m	
結束バンド	長さ200mm以上	700 本	
沈み込み防止板	支柱の沈み込みを防止出来るもの	52 枚	

- 2 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
また、上記購入分以外は現地の隣接する生立木を利用すること。
- 4 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
- 5 侵入防止網等は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- 6 その他必要事項については監督職員の指示によること。

下刈（全刈）仕様書

（刈払上の注意等）

- 1 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意すること。
- 2 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行うこと。
- 3 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残すること。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払うこと。
- 4 下刈作業については、契約書別紙2「下刈の折損賠償」が特約事項として定められていることから、造林木の折損には十分留意すること。
- 5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

除伐仕様書

(除伐木)

- 1 除伐木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は除伐する。
- 3 除伐木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね1.0m以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で除伐できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な成長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に成長している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

- 8 その他必要事項については監督職員の指示によること。

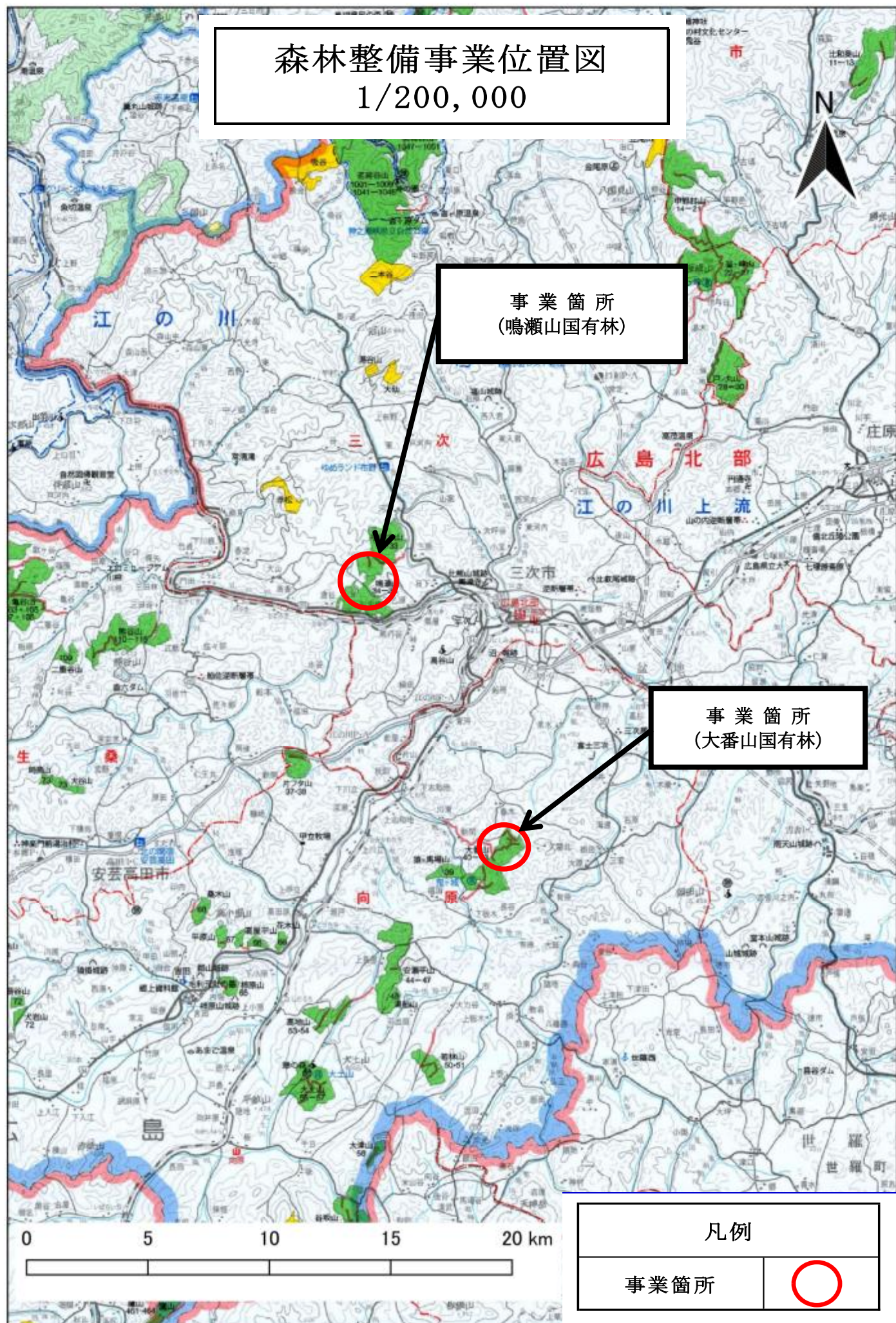
森林整備事業位置図 1/200,000

事業箇所
(鳴瀬山国有林)

事業箇所
(大番山国有林)

凡例

事業箇所

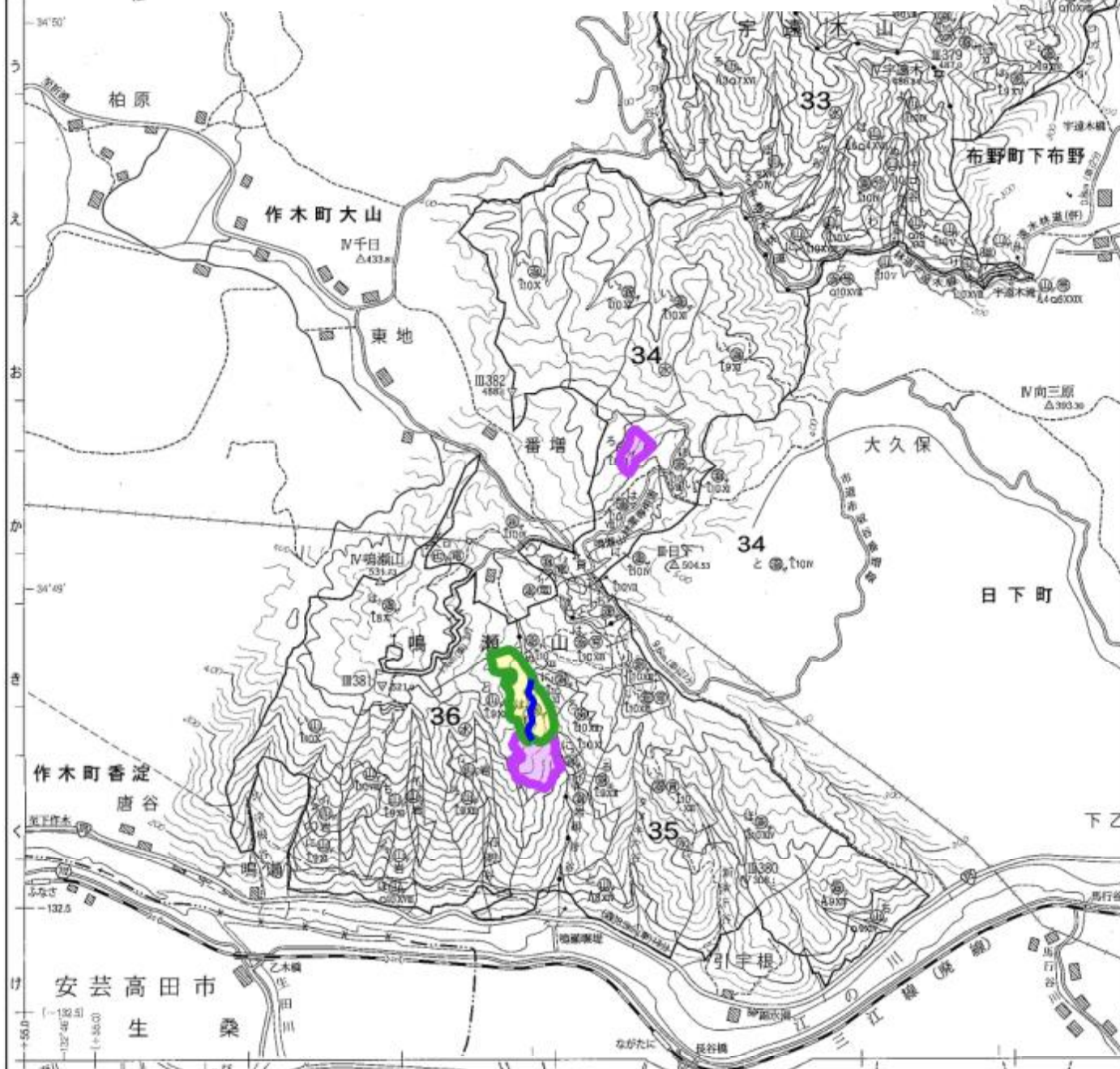


全全全

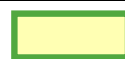
鳴瀬山国有林36は1・34ろ林小班

【作業種：地拵(全刈筋置)・植付(改植)・防護柵設置・下刈(全刈)】

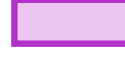
1/20, 000



地拵(全刈筋置)
植付(改植)



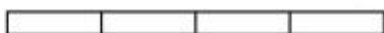
下刈(全刈)



防護柵設置



0 250 500 750 1,000 m

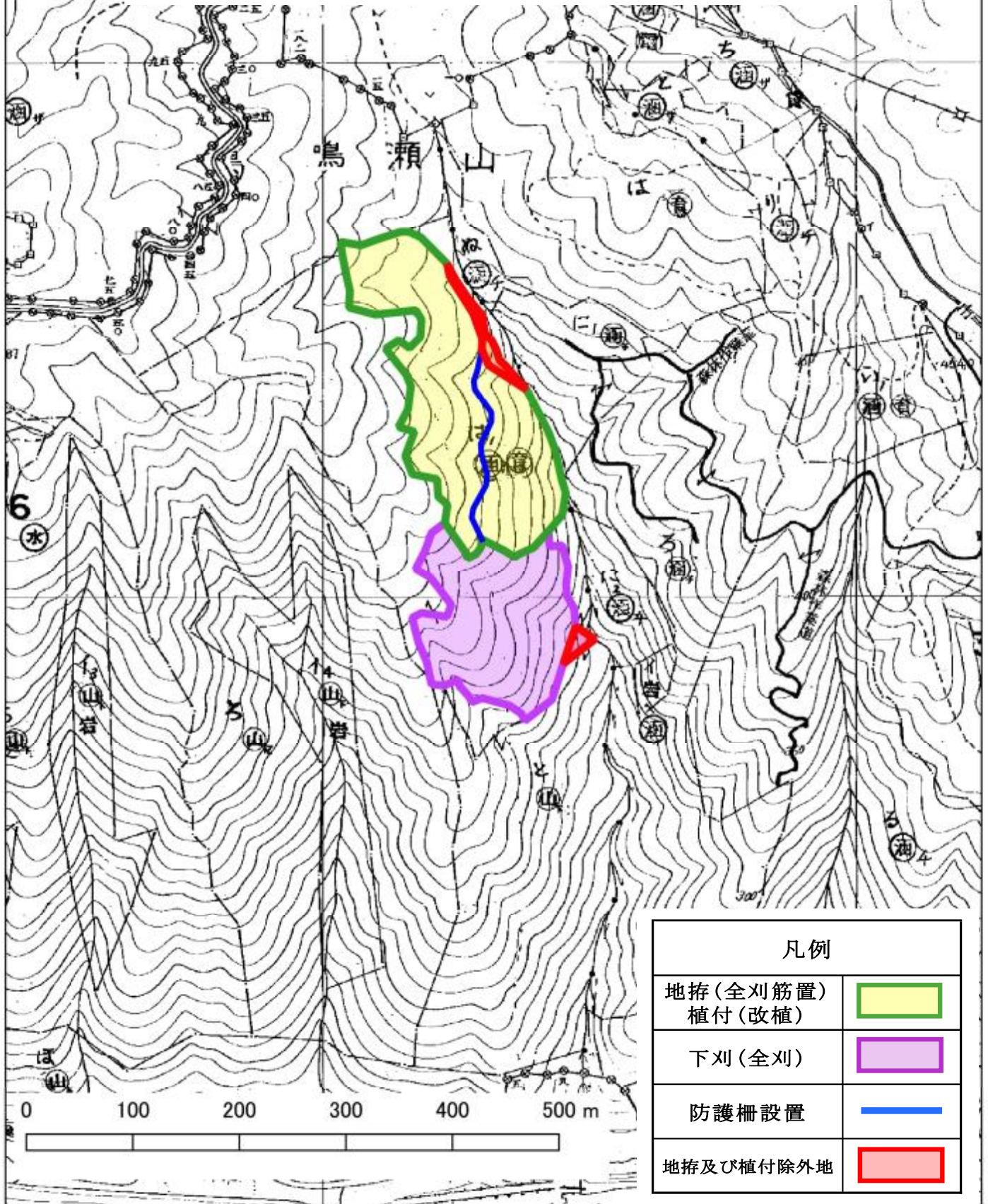


森林整備事業位置図

鳴瀬山国有林36は1林小班

【作業種：地拵(全刈筋置)・植付(改植)・防護柵設置・下刈(全刈)】

1/5,000

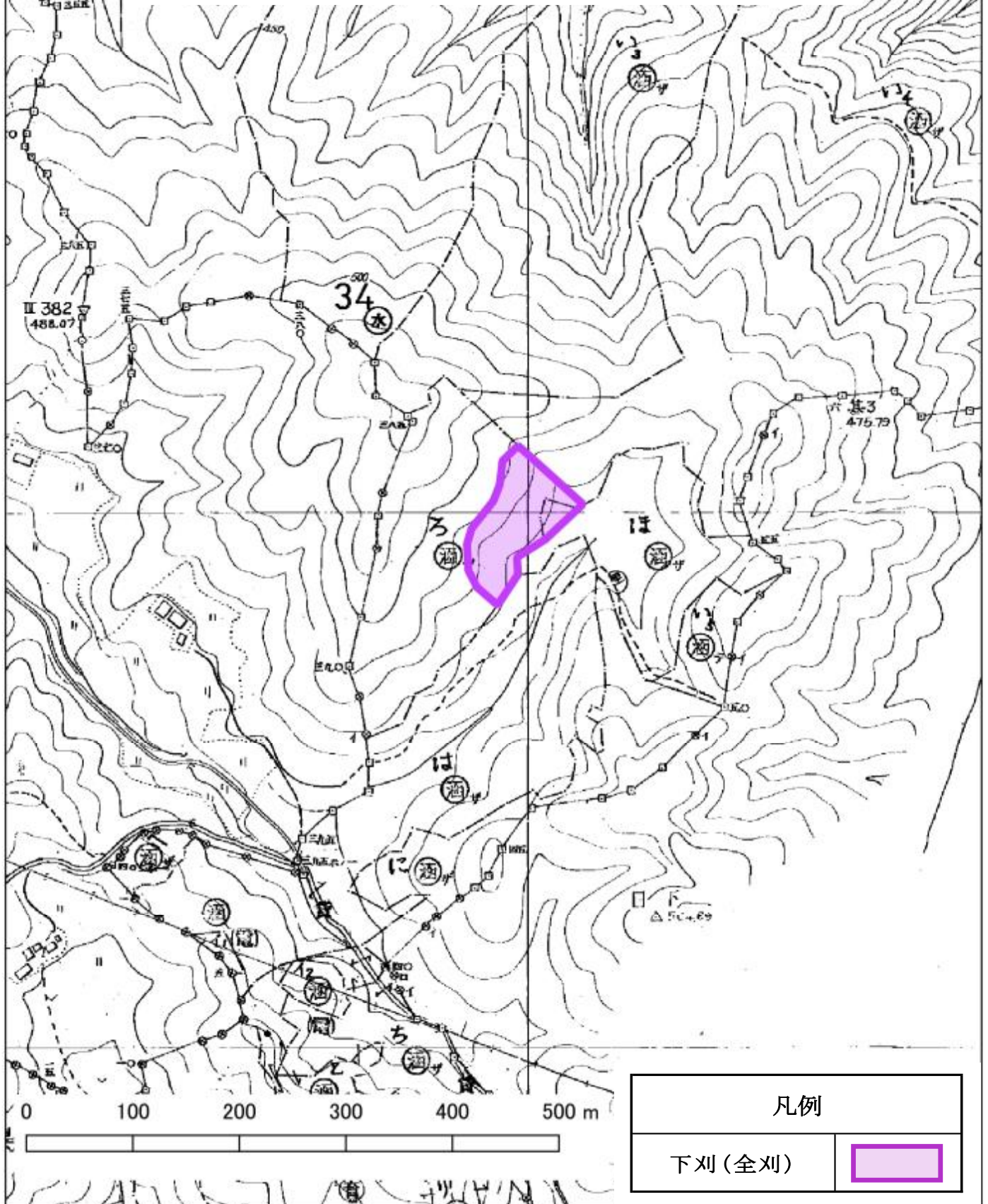


森林整備事業位置図

鳴瀬山国有林34ろ林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000



凡例

下刈(全刈)

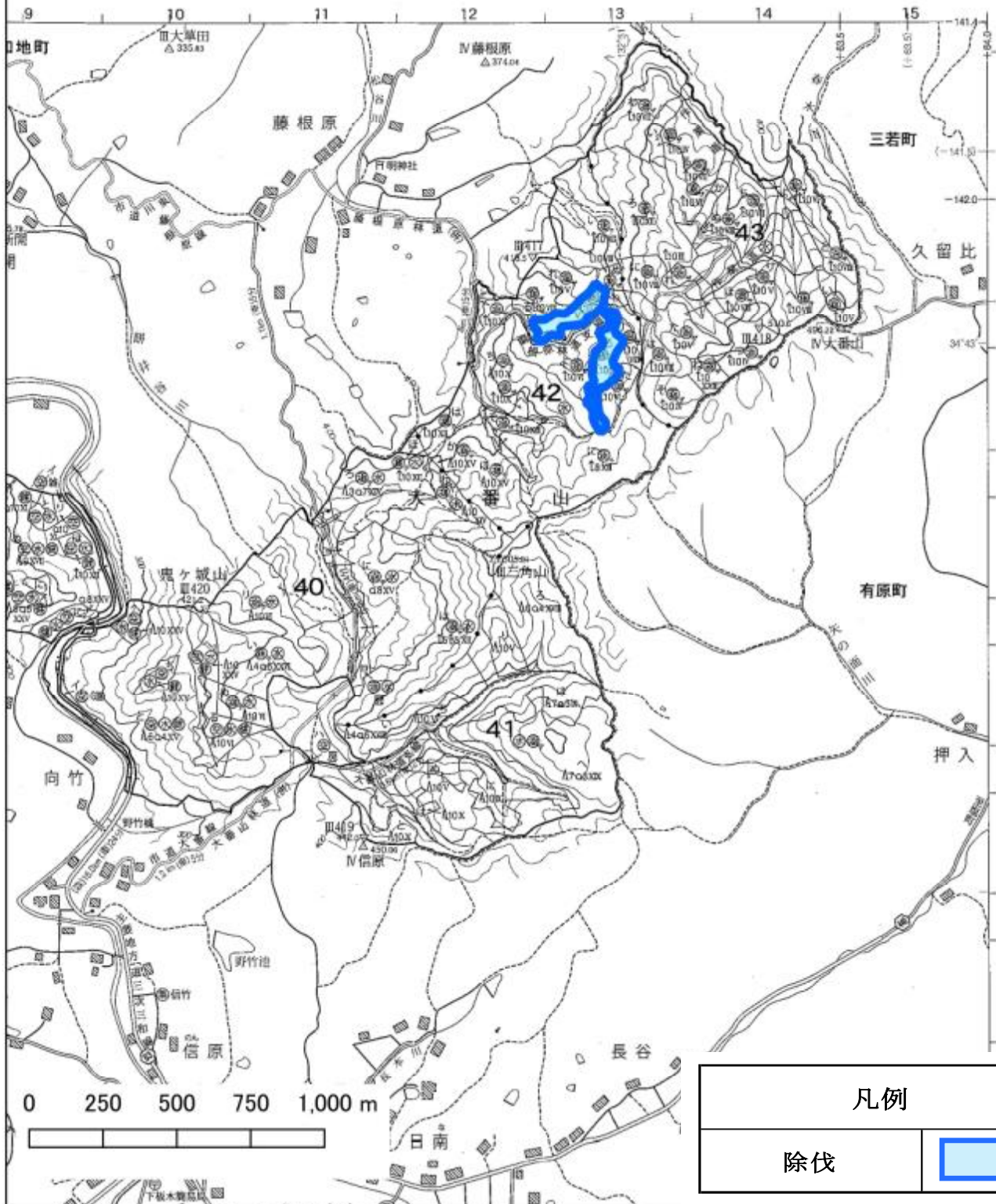


森林整備事業位置図

大番山国有林42ろ林小班

【作業種：除伐】

1/20,000

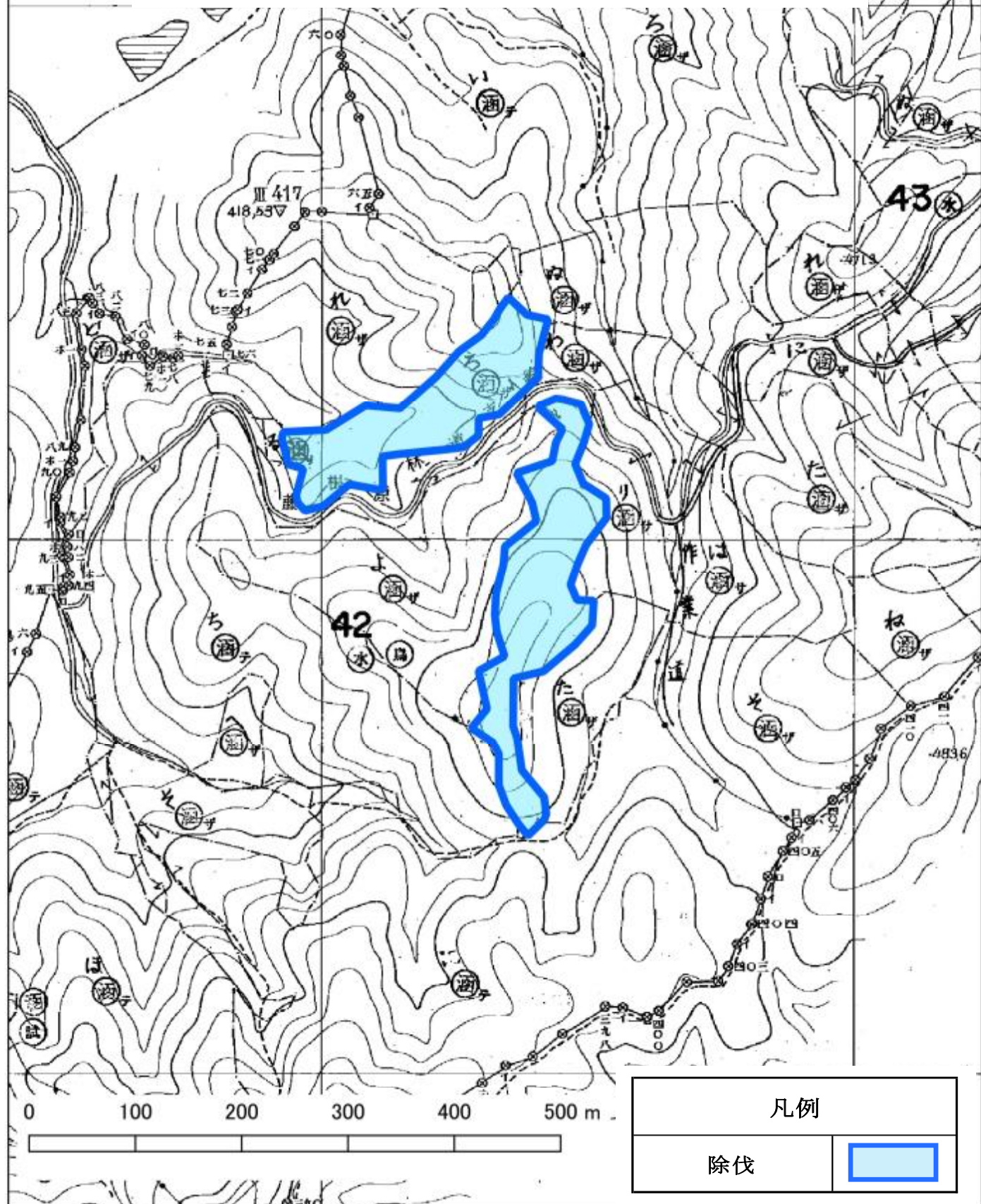


森林整備事業位置図

大番山国有林42ろ林小班

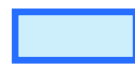
【作業種：除伐】

1/5,000



凡例

除伐



請負事業の契約情報

広島北部森林管理署

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜・植生等	間伐量	作業手段	作業方法	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤地点
地拵	三次	鳴瀬山	36 は 1	2.97ha	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	難32%、やや難68%	-	機械 (人力併用)	筋刈 筋置	22.2	57	三次市役所
計				2.97ha								
植付 (改植)	三次	鳴瀬山	36 は 1	2.97ha	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	難81%、中19%	-	人力	—	22.2	57	三次市役所
計				2.97ha								
防護柵 設置	三次	鳴瀬山	36 は 1	0.21km	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	易100%	-	人力	—	22.2	57	三次市役所
計				0.21km								
下刈	三次	鳴瀬山	36 は 1	1.91ha	令和7年6月1日から 令和7年8月31日まで	難71%、中29%	-	機械	全刈	22.2	67	三次市役所
			34 ろ	0.75ha		難100%	-			22.2	43	
計				2.66ha								
除伐	三次	大番山	42 ろ	3.65ha	契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	難54%、中46%	-	機械	—	27.6	64	三次市 三和支所
計				3.65ha								